

群馬県感染症予防計画 (2024-2029)

令和6年3月
群馬県

目次

はじめに.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画の進行管理	3
第1 感染症の予防の推進の基本的な方向	4
1 事前対応型行政の構築	4
2 県民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	5
3 人権の尊重	5
4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	6
5 県及び市町村の果たすべき役割	6
6 県民の果たすべき役割	7
7 医療関係者の果たすべき役割	7
8 獣医師等の果たすべき役割	8
9 予防接種	8
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	9
1 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方	9
2 感染症発生動向調査	9
3 感染症の予防のための対策と食品保健対策及び環境衛生対策との連携	11
4 検疫所の感染症侵入予防対策との連携	12
5 関係部局及び関係団体との連携	12
第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	14
1 感染症の患者等発生後の対応に関する考え方	14
2 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院	17
3 感染症の診査に関する協議会	18
4 消毒その他の措置	19
5 積極的疫学調査	19
6 指定感染症及び新感染症への対応	20
7 感染症のまん延の防止のための対策と食品保健対策及び環境衛生対策の役割分担 と連携	20
8 患者等発生後の対応時における検疫所との連携	21
9 関係部局及び関係団体との連携	21
第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	22
1 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する基本的な考え方	22

国と連携した感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進	22
3 県等における情報の収集、調査及び研究の推進	23
4 関係機関及び関係団体との連携	24
第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項.....	25
1 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方	25
2 感染症の病原体等の検査の推進	25
3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築	27
4 関係機関及び関係団体との連携	27
第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項.....	28
1 感染症に係る医療提供の考え方	28
2 県における感染症に係る医療を提供する体制	30
3 その他感染症に係る医療の提供のための体制	34
4 関係機関及び関係団体との連携	34
第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項.....	36
1 感染症患者の入院医療機関の選定及び移送体制の確保に関する考え方	36
2 県等における移送等のための体制の確保の方策	37
3 関係機関及び関係団体との連携	38
第8 医療提供体制の確保、感染症の発生・まん延防止措置の体制確保に係る目標に關する事項.....	39
1 基本的な考え方	39
2 厚生労働省令で定める体制の確保に係る県等における対策	41
3 関係機関及び関係団体との連携	41
第9 宿泊施設の確保に関する事項	42
1 宿泊施設の確保に関する事項の基本的な考え方	42
2 県における宿泊施設の確保	42
3 関係機関及び関係団体との連携	42
第10 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	44
1 基本的な考え方	44
2 県等における新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策	44
3 関係機関及び関係団体との連携	45
第11 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項 ..	47
1 基本的な考え方	47

2	国における総合調整又は指示の方針	47
3	県における総合調整又は指示の方針	47
第12	感染症対策物質等の確保に関する事項	49
1	基本的な考え方	49
2	感染症対策物質等の確保に関する方策	49
第13	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	50
1	基本的な考え方	50
2	県及び市町村における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策	50
3	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関するその他の方策	50
4	関係機関との連携	51
第14	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	52
1	基本的な考え方	52
2	県等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上	52
3	医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上	54
4	医師会等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上	54
5	関係機関及び関係団体との連携	55
第15	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	56
1	基本的な考え方	56
2	県等における感染症の予防に関する保健所の体制の確保	56
3	関係機関及び関係団体との連携	57
第16	特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項	58
1	特定病原体等の適正な取扱いに関する基本的な考え方	58
2	特定病原体等の適正な取扱いのための施策	58
3	関係機関との連携	59
第17	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査のための施策に関する事項	60
1	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	60
2	緊急時における国と地方公共団体との連絡体制	60
3	緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制	61
4	関係団体との連絡体制	61
5	緊急時における情報提供	62
第18	特定感染症予防指針に関する施策	63

1	結核に関する特定感染症予防指針	63
2	後天性免疫不全症候群及び性感染症に関する特定感染症予防指針	63
3	インフルエンザに関する特定感染症予防指針	64
4	麻しん及び風しんに関する特定感染症予防指針	64
5	蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針	65
第19	その他感染症の予防の推進に関する重要事項	66
1	施設内感染の防止	66
2	災害防疫	66
3	動物由来感染症対策	66
4	外国人への周知及び対応	67
5	薬剤耐性対策	68
別表	目標値一覧	69
(1)	医療提供体制	70
(2)	物資の確保	73
(3)	検査体制	74
(4)	宿泊療養体制	74
(5)	人材の養成・資質の向上	75
(6)	保健所の体制整備	75
資料編		77
	群馬県感染症対策連携協議会	77
	群馬県感染症対策連携協議会 委員(計画策定時)	77
	策定経過	78
	用語集	79

はじめに

1 計画策定の趣旨

新型コロナウイルス感染症は、2019（令和元）年12月、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のアウトブレイクを端緒に世界的に感染が拡大し、日本国内では2020（令和2）年1月に、群馬県（以下「県」という。）内では同年3月に初の感染者が報告され、2023（令和5）年5月までに日本国内では33,802,739人、県内では444,814人の感染者が報告¹された。この未曾有の危機に対し、国、都道府県、市町村及び医療機関をはじめとする関係機関は相互に連携し、総力を結集して対応に取り組んだ。

この新型コロナウイルス感染症対応で明らかとなった課題等を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国は2022（令和4）年12月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）を改正し、公布した。改正法においては、国、都道府県及び医療機関等関係機関の役割分担を明確にするとともに相互に連携することにより、病床、外来医療、医療人材及び医療用物資の確保、検査や保健所の体制強化、自宅や宿泊施設等での療養支援、感染症患者等の移送・搬送、機動的なワクチン接種の実施等の措置を講ずることとされた。

また、国が策定する「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成11年厚生省告示第115号。以下「基本指針」という。）及び都道府県が策定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）の記載事項の充実及び感染症対策の強化を図ることも明記された。

こうしたことを受け、群馬県では、1999（平成11）年に策定した「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（群馬県感染症予防計画）」について、国の基本指針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応で得られた3年余りに及ぶ経験や課題を教訓に、名称を「群馬県感染症予防計画」（以下「本計画」という。）に改め、全面的に改定することとした。今後は本計画に基づき、群馬県の感染症対策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

¹ 新型コロナウイルス感染症の法上の位置付けが2類相当から5類に変更となった2023（令和5）年5月7日までの陽性者の報告数。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第10条の規定に基づき策定する都道府県計画とし、同法に基づき厚生労働大臣が策定した基本指針の内容を踏まえたものである。

また、新・群馬県総合計画の医療分野の個別実施計画としての役割を有し、本県の感染症対策に関連する各種計画と整合性を図ったものである。

【表1 群馬県計画体系（一部抜粋）】

最上位計画	新・群馬県総合計画
分野別最上位計画(医療分野)	第9次群馬県保健医療計画
個別基本計画	群馬県がん対策推進計画
	第2期群馬県循環器病対策推進計画
	第3期群馬県国民健康保険運営方針
	群馬県依存症対策推進計画
個別実施計画	群馬県感染症予防計画
	群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画
	群馬県肝炎対策推進計画（第3次）
	群馬県結核予防計画（第3次）
	群馬県アレルギー疾患対策推進計画

3 計画期間

計画の期間は、2024(令和6)年度から2029(令和11)年度までの6年間とする。ただし、国の基本指針が変更された場合や計画を推進する中で変更が余儀なくされた場合などには、計画期間内であっても必要な見直しを行う。

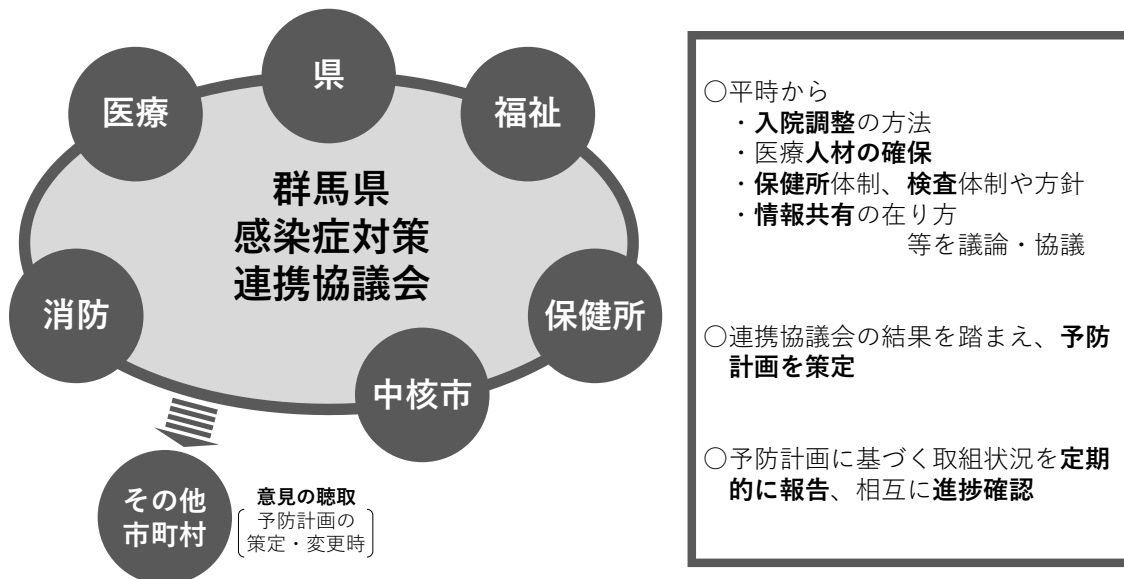
4 計画の進行管理

本計画に基づく取組の実施状況については、毎年「群馬県感染症対策連携協議会」（以下「県連携協議会」という。）に報告し、評価・検証を行い、PDCAサイクル²による改善を図っていく。

【図1 PDCAサイクルイメージ】



【図2 群馬県感染症対策連携協議会 運営イメージ】



² Plan（計画）→Do（実施）→Check（検証）→Action（改善）により業務管理を行い、継続的に事業や施策の改善を図る方法。